

交通安全教育(小学生用)

児童は、幼児に比べて行動範囲が広がるだけでなく、保護者から離れて行動する機会が増えます。

「自分の命は自分で守る」ことを理解させ、学年や成長に応じた交通安全教育が必要です。

大人とこどもの目の高さは大きく異なり、大人なら遠くまで見通せる場所でもこどもの目の高さからは見通せないこともありますので、こどもの目線で確認して教えるようにしてください。

1 交通事故の特徴

令和4年中、府下において、749人もの小学生が交通事故により負傷しています。

小学生の歩行中の事故の原因としては、

「飛び出し」が3割を占め、最多となっています。

また、小学生が歩行中及び自転車乗用中に死傷した交通事故の約5割が自宅から500m以内で発生しています。

時間帯としては下校後に多発しています。

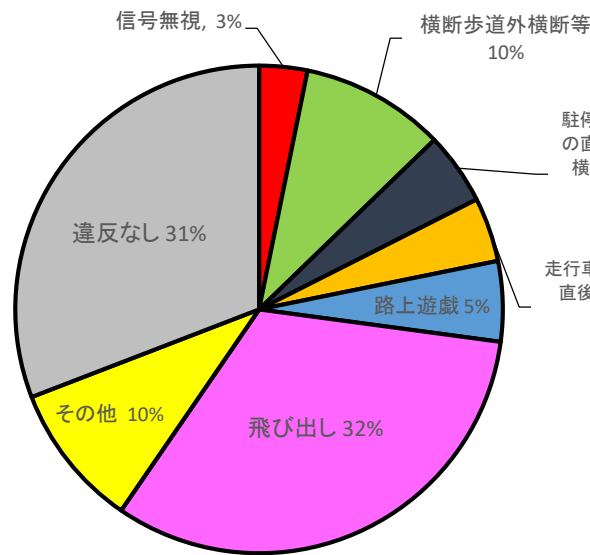
朝礼、ホームルーム時などの機会を捉えて

○ 青信号でも必ず右左を見て、車が止まっていることを確認してから横断する

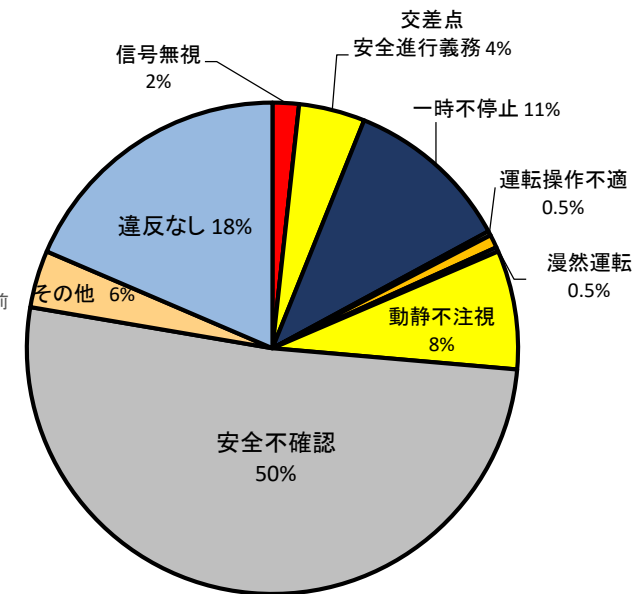
○ 道路へ急に飛び出さない

等、具体的に繰り返し指導してください。

事故の原因(歩行中)



事故の原因(自転車乗用中)



2022年中 大阪府警察調べ

2 歩行中の注意事項

(1) 道路へ飛び出さない

歩道等から車道に出る際は、「一度止まって右左の安全確認をする」等を指導してください。

(2) 交差点の横断

交差点では、車等が来ていないかなど、必ず左右の安全確認をしてから横断するよう指導してください。

信号のある交差点では、「赤は止まれ、黄色は渡り始めない、青は安全を確かめてから渡る」といった基本的なルールを指導してください。子供の存在に気づかず走ってくる車もあるので、青信号でもすぐに横断を始めず、必ず安全確認をしてから横断するよう指導してください。

(3) 道路の横断

横断歩道以外の場所を渡る、駐車車両の直前・直後から渡るといった行為が原因で交通事故が発生しています。「遠回りでも横断歩道を渡る」ことを基本として、より安全な横断の方法を指導してください。

3 自転車乗用中の注意事項

自転車の危険性を踏まえ、自転車を安全に利用することの重要性を指導すると同時に、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されることから、保護者に対し、児童が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用徹底を促してください。

(1) 自転車に乗る前の注意事項

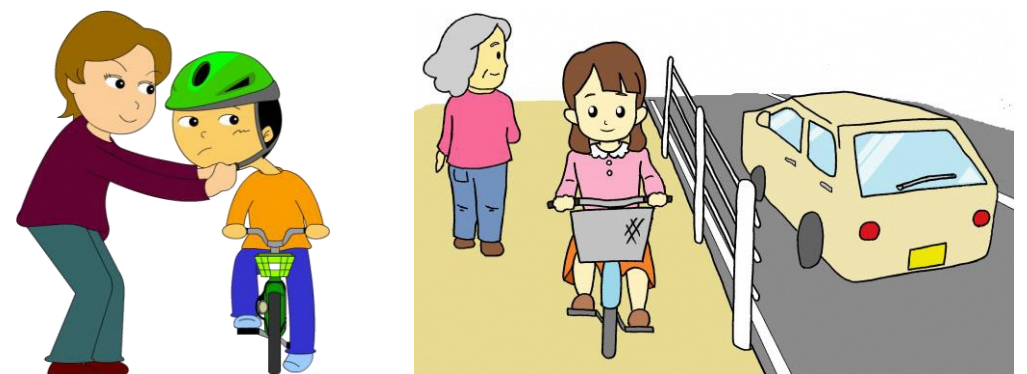
体格にあった自転車を選ぶ、ヘルメットを着用する、自転車の点検を実施する（ブレーキは利くか、タイヤはパンクしていないか等）等、自転車を安全に利用するための基本を指導してください。

(2) 自転車安全利用五則の徹底（令和4年11月1日改正）

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

(3) 交通ルールを守る

信号を守る、一時停止の標識のある交差点では必ず止まって安全確認をするなど、基本的な交通ルールを守るよう指導してください。



4 交通安全教育の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

以上